

○青山学院大学学生表彰内規

(1998年3月2日制定)

改正 2007年4月23日 2013年5月13日

2015年12月15日 2024年4月30日

(目的)

第1条 この内規は、青山学院大学学則第61条、青山学院大学大学院学則第57条及び青山学院大学専門職大学院学則第67条の規定に基づき、学生が在籍中に、学業及び学友会活動以外の、多様な分野において人の範となる活躍又は業績をあげ、その行為が本人及び青山学院大学（以下「本学」という。）の榮譽となるものについて表彰し、これを広く内外に顕彰することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象となる者は、前条の目的に適う行為を行った本学の学部、大学院又は専門職大学院に在籍する学生とする。

(選考及び決定)

第3条 表彰候補者の推薦は、学生生活センター長が推薦の理由を記した書面及びその他必要書類等を作成して行い、学生生活センター運営委員会及び学部長会の議を経て、学長が表彰者を決定する。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、必要に応じ適宜行う。

(正賞及び副賞)

第5条 表彰は、正賞(賞状)及び副賞を授与して行う。

(事務の所管)

第6条 表彰に係る事務は、青山キャンパスにあつては学生生活部学生生活課、相模原キャンパスにあつては相模原事務部学生生活課が行う。

(改廃手続)

第7条 この内規の改廃は、学生生活センター運営委員会及び学部長会の意見を聴いた後、学長がこれを行う。

附 則

この内規は、1998年3月4日から施行する。

附 則(2007年4月23日)

この内規は、2007年4月24日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則(2013年5月13日)

この内規は、2013年5月14日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則(2015年12月15日)

この内規は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2024年4月30日)

この内規は、2024年5月1日から施行し、2024年4月1日から適用する。